

成田市東小学校跡地複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、成田市東小学校跡地複合施設の設置及び管理に関する条例（令和5年条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、東小学校跡地複合施設使用許可申請書（別記第1号様式）により市長に申請しなければならない。ただし、個人使用の場合については、口頭等により申請することができる。

2 前項の規定による申請が競合したときは、申請の到達順位又は抽選により申請の優先順位を決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、申請の到達順位又は抽選によらないで申請の優先順位を決定することができる。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、東小学校跡地複合施設使用許可書（別記第2号様式。以下「使用許可書」という。）を当該申請をした者に交付するものとする。ただし、同項ただし書の規定による申請の場合その他市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(使用の変更又は取消し)

第4条 使用者は、許可の内容を変更し、又は許可に係る使用を取り消そうとするときは、東小学校跡地複合施設使用変更・取消許可申請書（別記第3号様式）に使用許可書を添えて、速やかに市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 第2条第1項ただし書の規定は、前項の規定について準用する。

3 市長は、第1項の規定による申請を許可したときは、東小学校跡地複合施設使用変更・取消許可書（別記第4号様式）を当該申請をした者に交付するものとする。

4 前条ただし書の規定は、前項の規定について準用する。

(使用料の減免)

第5条 条例第10条の規則で定めるときは、次の各号に掲げるとおりとし、免除する額は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 本市が直接使用するとき 全額

(2) 教育上の目的により市内の小中学校（義務教育学校を含む。）が使用する
るとき 全額

(3) 区、自治会その他地域活動の支援及び地域コミュニティの醸成に資する
活動を行う団体がその活動の一環として使用するとき 半額

（使用料の減免申請等）

第6条 条例第10条の規定により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、東小学校跡地複合施設使用料減免申請書（別記第5号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、東小学校跡地複合施設使用料減免決定・却下通知書（別記第6号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第7条 条例第11条ただし書の規則で定めるときは、次の各号に掲げるとおりとし、還付する額は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 使用者の責に帰することができない理由によりその使用ができなくなったとき 全額

(2) 専用使用の場合において、使用を開始する日の7日前までにその使用の取消しを申し出たとき 半額

（使用料の還付申請等）

第8条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、東小学校跡地複合施設使用料還付申請書（別記第7号様式）に使用料を納付したことを証する書面を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、東小学校跡地複合施設使用料還付決定・却下通知書（別記第8号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（遵守事項）

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設等の損傷及び滅失に注意すること。

(2) 他の人に迷惑をかけないように使用すること。

(3) 使用を許可された時間内に確実に原状に復し、清掃を行うこと。

(4) 職員の指示に従うこと。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

[別記様式 略]